流水占用料等 単価改定一覧表 (改定日:令和元年10月1日)

区 分					旧単価		新単価		
	番号			単位	市	町	市	町	
○流		鉱工業の用に供する場合(許可使用水量1リットル毎秒)		年		5,200		5,460	
水利佐田		養魚の用に供する場合(同)		年		1,150		1,210	
I 用 料		その他の用に供する場合(同)		年		3,850		4,040	
	1	店舗(住宅を兼ねるものを含む。)、工場その他建物およびこれらに付属する施設の敷地		m²/年	950	750	970	720	
•	2	専ら住宅の用に供する建物およびこれに付属する施設 の敷地		m²/年	800	600	820	580	
	3	通路および通路橋(以下「通路等」という。)		m [*] /年	500	430	510	410	
	4	桟橋(浮桟橋を含む。)および揚陸施設		m [*] /年	950	750	970	720	
	5	係船場		m³/年	950	750	970	720	
	6	仮設の店舗		m²/日	430	270	440	260	
	7	農用地		m²/年	16	9	16	9	
		ア 小割式網生簀養殖場および真珠養殖場		m²/年	15	15	15	15	
		イ ア以外の区画漁業に供する施設		m²/年	4	4	4	4	
	8	ウ えり漁業および漬柴漁業の用に供する施設		m [*] /年	6	6	6	6	
<u>_</u> +		工 養魚池		m²/年	48	48	49	49	
河地上		オ やな漁業の用に供する施設		m²/年	48	48	49	49	
(河湖占用料)	9	電柱、支柱および支線ならびに信号標		本/年	1,000	800	1,020	770	
**	10	鉄塔		m²/年	950	750	970	720	
-	11	埋設管類および架 設管類(開渠の水 路等を含む。)	外径0.2m未満のもの	m/年	100	73	100	70	
			外径0.2m以上0.4m未満のもの	m/年	150	110	150	110	
	"		外径0.4m以上1.0m未満のもの	m/年	300	220	310	210	
			外径1.0m以上のもの	m/年	600	440	610	420	
•	12	広告物		m²/年	3,700	2,100	3,890	2,210	
•	13	試掘やぐらおよび砂利採取機		基/月	1,400	1,400	1,430	1,430	
Ī	14	係船くいおよび係船環浮標		本/年	850	600	870	580	
•	15	撮影、興業その他催物のための土地の占用		回/日	11,000	11,000	11,200	11,200	
•	16	工事用台船係留場		m²/年	350	350	360	360	
	17	1の項から16の項までに分類されないもの		m³/年	490	430	500	410	
	1	土砂		m³	170		180		
Ī	2	砂		m³	260		270		
•	3	砂利		m³	310 33		330		
(河河	4	石	栗石	m³	350		370		
川産			転石	個	170+37X 180+		180+39X		
産出物物			庭石	個	4,800+520Y 5,040+5		5,040+550Y		
(河川生産物採取料)河川産 出物採 取料	5	よしおよびかや		m²	4			4	
料料	6	芝草		m²		37		39	
	7	ささその他の草		m²/年	4			4	
	8	木		m²	時価を勘案して定める額 時何		時価を勘案し	寺価を勘案して定める額	
ŀ	9	竹		m (東の外周)	時価を勘案して定める額 時価を勘案して定める額		て定める額		

[※] 発電にかかる流水占用料については、昭和50年建設省告示第1125号による。

※上記に加え、下記のとおり消費税額分を加算

流水占用料……全て消費税額分を加算

土地占用料……占用期間が1か月未満のものにかぎり消費税額分を加算河川産出物採取料……全て消費税額分を加算

[※] X=(控長-30cm)÷10 Y=(控長-80cm)÷10